

令和5（2023）年度

## 函館ラ・サール学園ラグビー部OB会総会 議案

### 議案審議

- ・第1号議案 令和4（2022）年度 活動報告
- ・第2号議案 令和4（2022）年度決算及び監査報告
- ・第3号議案 令和5（2023）年度 活動方針（案）
- ・第4号議案 令和5（2023）年度予算（案）
- ・第5号議案 令和5（2023）年度 役員の改選
- ・その他

### OB会会則



## 函館ラ・サール学園ラグビー部OB会

日 時： 2023年 9月23日(土) 18:00～  
会 場： ホテルノースシティ

## 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会総会にむけて



函館ラ・サール学園ラグビー部 O B 会  
会長　　辻 昌宏（9期）

皆様ご無沙汰しております。

長かったコロナ禍も感染症法分類が2類から5類に変わったことにより、なんとなく終わりに近づいた感が出始めております。この間皆様と実際に顔を合わせてお話ををする機会がなく、OB会の目的の一つである期のちがう先輩・後輩たちと親睦を深める機会がもてなかつたことが大変残念でした。

そんな中ことし、やっと念願でした、対面でのOB会総会を開催できる運びとなりましたことは、我々役員にとっても喜びに絶えません。当日は札幌で高校ラグビー全道大会も開催されており、試合観戦の後に皆さんで、ああだこうだと語り合えたらと思っております。折りからのワールドカップの最中でもあり、熱くラグビーを語り合いたいところです。いろいろご多用とは思いますが、是非OB会総会に参加して旧交を温めていただきたいと念じております。

## 第1号議案

### 令和4(2022)年度 OB会活動報告 (2022.8.1~2023.7.31)

年	月/日	内容
令和5(2022)	8月 8日	第1回役員会（オンライン）
	8月 12日	役員打合せ（於額賀顧問宅）
	9月 5日	会長・副会長打合せ（於札幌市）
	9月 13日～15日	堀込OB（52期）訪問コーチング
	9月 17日	事務担当打合せ（於ラ・サール学園）
	9月 19日	第2回役員会（オンライン）
	9月 20日	令和4(2022)年度総会議案・ラグビー場緑化に関する文書発送・メルマガ配信
	9月 29日	メルマガ配信
	10月 1日	令和4(2022)年度総会（於ラ・サール館） 中・高ラグビー場人工芝竣工式（役員4名参加）
	10月 2日	令和4年(2022)年度総会議決結果公表
	10月 23日	第3回役員会（オンライン）
	11月 18日～19日	堀込OB（52期）訪問コーチング
	11月 23日	全国高校選抜大会（熊谷）出場に関する講演会寄付金の協力についてHPに掲載
	11月 26日	役員・期幹事オンラインミーティング
	12月 27日	東京遠征費補助拠出
	12月 19日～20日	堀込OB（52期）訪問コーチング（於東京）
	12月 24日	メルマガ配信
令和5(2023)	2月 1日	高校卒業生壮行セレモニー参加（於ラ・サール学園）
	3月 24日	サイト会員登録160名達成
	6月 13日	第4回役員会（オンライン）
	6月 17日	令和5年度総会予定、ラ・サールカップへの協賛についてHPに掲載
	7月 7日～9日	菅原OB（43期）訪問コーチング
	7月 10日	ラ・サールカップ協賛金拠出
	7月 20日	令和5(2023)年度総会案内発送
	7月 20日～24日	堀込OB（52期）訪問コーチング（於札幌市）

※この間、隨時ホームページ更新

## 第2号議案

## 函館ラ・サール学園ラグビー部OB会 令和4年度決算(案)

## 【収入の部】

自令和4年8月1日～至令和5年7月31日

科目	R04年度予算	R04年度決算	付記
前期繰越金	995,661	995,661	通帳985,238 現金10,423
会費	510,000	367,000	会費納入数73+学生4
協賛金	100,000	60,000	芝生化寄付(通帳別途寄付金口)
受取利息	7	9	
合計	1,605,668	1,422,670	

## 【支出の部】

科目	R04年度予算	R04年度決算	付記
遠征費補助			
中学校全道大会	100,000		宇佐美監督より申請
高校全道、熊谷等	200,000	90,820	〃 領賀(英)氏 2回
その他	100,000	55,000	小田コーチ7/19～23宿泊
現役サポート費			
コーチ賃同費	100,000	116,320	小田氏 2回
その他	100,000	20,000	La Salle Cup Tシャツ広告協賛
施設等補助金	100,000	60,000	芝生化寄付収入を支出 学園へ
通信費	50,000	79,980	総会資料、会費請求等郵送費
会議費	25,000	22,110	ZOOM年間契約
ホームページ維持管理費	15,000	15,000	伊藤委員へ
事務用品費	10,000	5,813	封筒、コピー紙等
慶弔費	0	0	
事務局費	15,000	15,000	伊藤委員へ
雑費	1,000	2,200	振込手数料
小計		482,243	
予備費	789,668		
次年度繰越金		940,427	通帳残940027 現金残400
合計	1,605,668	1,422,670	

## 監査報告

事務局より届きました各種帳票類・通帳を精査しましたところ、妥当であることを認めます。

令和5年 8月 26日

監事氏名

鶴井 亨



令和5年 8月 26日

監事氏名

小田 昌利



### 第3号議案

### 令和5年度 函館ラ・サール学園ラグビー部OB会 活動方針

#### OB会活動目的

- ① 函館ラ・サール学園ラグビー部OB相互の親睦・交流を図る。
- ② 函館ラ・サール学園ラグビー部現役チームの活動支援を行う。

#### 今年度の活動内容

- ① HP会員の増加を図り、OB会名簿の整理に努める。
- ② 会費納入人員の増加に努め、安定・継続した現役チームへのサポートのため  
経営収入の安定化を図る。
- ③ ホームページ、facebookを活用した、OB会、現役チームの現状等の広報活動に努める。
- ④ 同期同世代を中心にOB会員交流会などを働きかけ、発信することでより広い  
世代間での交流のきっかけ作りに努める。
- ⑤ 後援会との一層の連携強化を図る。

※全国高等学校ラグビーフットボール大会（花園）や全国選抜大会（熊谷）  
に出場が決定した場合、OB会は後援会寄附金に協力するという形で会員に  
呼びかける。

- ⑥鹿児島ラ・サール学園ラグビー部OB会との交流を図る。

第4号議案

## 函館ラ・サークル学園ラグビー部OB会 令和5年度予算(案)

自令和5年8月1日

至令和6年7月31日

### 【収入の部】

科目	R04年度決算	R05年度予算	付記
前期繰越金	995,661	940,427	通帳940,027 現金400
会費	367,000	510,000	目標会費納入数100名+α(学生)
協賛金	60,000	0	
受取利息	9	8	
合計	1,422,670	1,450,435	

### 【支出の部】

科目	R04年度決算	R05年度予算	付記
遠征費補助			
中学校全道大会	0	100,000	
高校全道、熊谷等	90,820	200,000	
その他	55,000	100,000	
現役サポート費			
コーチ帯同費	116,320	100,000	
その他	20,000	100,000	
施設等補助金	60,000	100,000	
通信費	79,980	80,000	総会資料、会費請求等郵送費
会議費	22,110	22,000	ZOOM年間契約
ホームページ維持管理費	15,000	15,000	伊藤委員へ
事務用品費	5,813	10,000	封筒、コピー紙等
慶弔費	0	0	
事務局費	15,000	15,000	伊藤委員へ
雑費	2,200	2,000	振込手数料
小計	482,243	844,000	
予備費		606,435	
次年度繰越金	940,427		
合計	1,422,670	1,450,435	

## 第5号議案

### 令和5（2023）年度 役員改選

役員改選期の2021年度に、2023年度までの役員が決定しておりますが、新たに新役員追加を提案します。会長以外の役員については会則第13条の規定により、会長の推薦により総会で承認の上選出されることから、事務局次長に庄司健人氏（54期）を選出することの承認をお願いします。

役職	卒業期	氏名
会長（再）	9期	辻 昌宏
副会長（再）	12期	加藤 智章
副会長（再）	14期	坂本 昌彦
委員（再）	14期	大竹 昌尚
委員（再）	18期	益井 基
委員（再）	27期	伊藤 史人
委員（再）	32期	峰松 宏樹
委員（再）	43期	菅原 崇聖
委員（再）	52期	堀込 紀行
事務局長（再）	16期	立石 晋
事務局次長（再）	48期	平井 舜
事務局次長（新）	54期	庄司 健人
監事（再）	15期	鶴井 亨
監事（再）	17期	宮田 昌利

役職	卒業期	氏名
顧問	3期	額賀 康之

◎会則より役員任期は3年間、2023年度までとなっております。

# 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は「函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会」と称する。

### (目的)

第2条 本会の目的としては以下のものを掲げる

- 1) 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 相互の親睦・交流を図る。
- 2) 函館ラ・サール学園ラグビー部現役チームの活動支援を行う。

### (事務局)

第3条 本会の事務局は函館ラ・サール学園内に設置する。

## 第2章 会 員

### (会員)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- 1) 正会員 函館ラ・サール学園在学中にラグビー部員であった者
- 2) 特別会員 前記1, 2に該当しないが、函館ラ・サール学園ラグビー部顧問・監督・コーチ等を経験した者で、役員会で承認された者。
- 3) 賛助会員 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会の活動に賛同し、本人からの申し出により役員会の承認を得た者。

### (資格の喪失)

第5条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 禁治産もしくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 3) 死亡、もしくは疾走宣言を受けたとき。
- 4) 除名されたとき。

### (退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない

### (除名)

第7条 会員が次の各項に該当するときは、総会の議決を得て会長が除名することができる。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- 2) 会費を5年以上滞納したとき。

### (名誉会長及び顧問)

第8条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる、名誉会長及び顧問は役員会で推薦し、総会で選任する。

## 第3章 役員

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 委員 若干名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 事務局次長 若干名
- 5) 監事 2名

(会長、副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事の職務)

第10条 会長、副会長、委員、事務局長、事務局次長の職務

- 1) 会長は本会を代表して、会務を統括する。
- 2) 副会長、委員は会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長があらかじめ指名した順序にその職務を代行する。
- 3) 事務局長は会長を補佐し、会計管理等日常の会務に従事する。
- 4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 5) 役員は役員会を組織して、本会の業務を決議し、執行する。

(監事の業務)

第11条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の業務を行う。

- 1) 財産の状況を監査する。
- 2) 役員の業務執行の状況を監査する。
- 3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したとき、これを総会または役員会に報告する。

(会長の選出)

第12条 会長の選出は次の手続きによる、

- 1) 会長の選挙は選挙日の2か月前までに本会正会員に公示され、立候補する本会正会員は1か月前までに役員会に届けなければならない。
- 2) 会長の選挙は正会員にて行う。
- 3) 役員に欠員が生じたとき、選挙で次点の者を繰り上げる。
- 4) 会長と監事は、役員を兼務できない。

(副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事の選出)

第13条 副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事は正会員の中から会長の推薦により総会において承認を得て選出する。

(役員の任期)

第14条 本会役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

- 1) 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 2) 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその業務を行う。

(役員の解任)

第 15 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決により役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第 4 章 会議

(会議の種別)

第 16 条 会議は総会及び役員会とする。

(総会の種別)

第 17 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は全正会員、特別会員で構成する。

(総会の権限)

第 19 条 総会は、この会則で定めるもののほか次の各号について議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算の決定。
- 2) 事業報告及び収支決算の承認。
- 3) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 20 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたときに召集する。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、会長がこれを招集する。

- 1) 総会を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を少なくとも 2 週間前までに総会構成員に送付しなければならない。
- 2) 会長は前項 2 号の場合、請求の日から 1 か月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長 1 名と議事録署名人 2 名を正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議決は、出席正会員(委任状を含む)の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

第 25 条 役員会は会長、副会長、委員および事務局長をもって構成する。

(役員会の権限)

第 26 条 役員会は、この会則に規定するもののほか、次の各号について決議する。

- 1) 総会で決議した事項の執行に関すること。

- 2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- 3) その他総会の決議を必要としない業務の執行に関すること。

(役員会の招集)

第 27 条 役員会は隨時会長が招集する。

- 1) 役員会構成員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、役員会招集をされたときは、その請求のあった日から 2 週間以内に役員会を招集しなければならない。
- 2) 役員会の議長は会長または副会長とする。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会は役員会構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開会できない。

- 1) 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は毎年 8 月 1 日始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

## 附 則

本会則は平成 29（2017）年 8 月 1 日より施行する。

（令和 3 年 9 月 19 日一部改正）